

庁舎移転問題について

1 付議事件

江戸川区役所本庁舎移転候補地の選定に関する事項

2 特別委員会の設置及び委員定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「庁舎移転問題検討特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を21人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

区役所本庁舎は、最も古い棟で築52年が経過し、鉄筋コンクリートの耐用年数を迎つつある。

また、バリアフリーなど機能面で物理的に解消困難な部分があることや、行政需要の増大に伴う庁舎の分散化や狭隘化により来庁者に対して利便性が高いとはいえないこと、災害時に本庁舎内に設置される災害対策本部としての機能が十分に発揮できるかなどの問題がある。

さらに、現在の敷地内で庁舎を建て替えると今より床面積が狭くなることが想定されることから、問題を根本的に解決するためには、庁舎移転を視野に入れた検討が必須である。

よって、新庁舎の建設を円滑に進めるため、庁舎移転候補地を提言する必要があることから、本案を提出する。